



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 53(5), 363-365
Issue Date	2003-01-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15184
Type	bulletin (other)
File Information	53(5)_p363-365.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学会記事

〇二〇〇二年六月二十七日（木）午後二時より

「不当な取引制限の罪をめぐって」

報告者 長 井 長 信

出席者 一 二 二 名

一 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独禁法）は、いわゆる「不当な取引制限の罪」を規定する。本罪は、石油カルテル事件を例外として、本法施行以来適用されることはなかった。ところが、一九八九年の日米構造協議を受けて公正取引委員会（公取委）が積極的な告発方針を打ち出して後、公取委による刑事告発が相次いでいる。

本報告では、近時の裁判例の動向にも注目しながら、刑事実体法上の二、三の問題点につき、若干の考察を加えることにしたい。

二 まず、判例・通説は、本罪の保護法益を「自由競争経済秩序」と捉える。これによれば、合意形成によつて競争が実質的に制限されたときは直ちに既遂に達し（合意時説）、合意内容の実施の決定や実施時期の到来は犯罪成立には必要でない（抽象的危険犯説）。これに対して、刑罰を科するにはより具体的な法益を求めべきとの基本的立場から、本罪の保護法益を「消費者の利益」と捉え、本罪を具体的危険犯として構成する見解、あるいは、保護法益を「消費者又は企業体等の経済的利益」と捉え、本罪を侵害犯として構成する見解も有力に主張されている。

私見としては、①刑罰法規における保護法益は可能な限り、即物的・具体的に捉えるべきであること、②本罪においてもより即物的利益概念として「消費者等の財産的利益」を想定することが可能であること、③行政不法・責任と刑事不法・責任とはその質・量において相違を認めるべきことから、本罪の保護法益を「消費者等の経済的利益」と捉え、本罪はこれに対する具体的危険犯と考える。

三 本罪の主体は「事業者」であるが、事業者が法人の場合、

その処罰は九五条一項の面罰規定によって根拠づけられる。両罰規定による法人処罰の根拠は、従来、直接行為者に対する法人の選任・監督責任に求められてきた。しかし、本罪の行為は、法人企業の実業活動の一環として組織ぐるみで行われるのが通例である。そこで、このような実態を前提に、九五条はむしろ法人の「行為責任」自体を規定したものと理解すべきとの見解が示されている。

確かに独禁法違反行為の多くは組織ぐるみで行われるものがあるが、九五条が「行為者を罰するほか」として直接行為者を前提としていることから、解釈論としては、自然人従業者等の犯罪行為を前提とせざるを得ないように思われる。仮に法人事業者自体の「行為責任」を觀念し得るとしても、具体的内容・処罰根拠、責任主義と法人犯罪抑止との関係などについて、なお検討を要する部分が多い。

四 石油カルテル価格協定事件上告審判決は、本罪の既遂時期について、協定締結〓合意形成行為をもって犯罪が成立すると同時に終了したものとして、合意時説を採用した。これに対して、協定、決定を実施に移した時点とする実施時説、さらに協定の実施に着手した時点とする着手時説が有力に主張さ

れている。

合意時説に対しては、本罪の保護法益を「消費者の利益（あるいは国民経済）」と捉える立場から、本罪の既遂の成立は「その保護法益に対する切迫した危険が発生した時期・段階」とすべき、との批判が加えられている。

五 合意時説を前提にすると、公訴時効の三年以上前にこれらの行為が終了した場合には、刑事訴追できないという「不都合」を生じる。そこで、水道メーター入札談合事件判決では、本罪は継続犯であるとされた。学説では、(a)相互拘束を中心の本罪を捉えこれを継続犯として構成する「相互拘束・継続犯」説、あるいは、(b)行為類型を相互拘束と共同遂行の両面で捉えようとすると「相互拘束・遂行行為」説、さらには、(c)価格カルテルを継続犯、入札談合を状態犯とする説などが主張されている。

本罪の保護法益を消費者の経済的利益と解する立場からは、①価格カルテル型の場合、基本的協定締結の時点では、未だ競争を実質的に制限した（消費者の利益が危殆化した）とはいえないので未遂にとどまり、協定に基づく実施行為によって既遂に達し、実施行為の継続中は、消費者の経済的利益が増大的に侵害されることから、行為は継続しているといえ、②継続型の

入札談合の場合も、基本ルール締結時点で実行の着手が認められ、それに基づく個々の入札・落札行為によって既遂となるが、同一の基本合意（未遂行為）に基づいて個々の個別調整・入札行為が複数回にわたって行われる限り、当該基本合意に基づく個別調整・入札落札行為は継続しているものと評価できる。

六 ここで検討した問題は、基本的には、経済秩序違反行為と経済犯罪行為とを理論的にどのように限界づけるか、あるいは、そもそも経済犯罪をどう見るかという根本的問題に関わるものである。これらの問題についても、近時の独占禁止法の見直しの動きも見据えながら引き続き検討していきたい。

○二〇〇二年七月四日（木）午後二時より

「法の価値に関する認識の共有について

——現代中国における法治をめぐる論争に寄せて」

報告者 張 騏

（中国・北京大学法学院助教授）

通訳 王 册

出席者 二七名

本報告の内容は本誌次々号に掲載予定である。

お知らせ

北大法学論集総索引（自第一巻至第五〇巻）が完成し、ホームページ上で公開されることとなりました。ホームページアドレスは以下の通りです。どうぞご利用下さい。

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ronsyu-index/>